

司研企秘第000491号

(組ろ-4)

平成18年4月1日

地方裁判所長 殿

地方検察庁検事正 殿

弁護士会会長 殿

司法研修所長 相良朋紀



司法修習生の実務修習結果の報告について（通知）

司法修習生に関する規則第10条による標記の報告について、その報告に当たっての成績評価の観点を一紙のとおりまとめました。また、報告書の書式を一紙様式のとおり決めましたから、平成18年度4月期採用（第60期）司法修習生以降の報告については、これによってください。

なお、報告書各欄の記載等についての留意事項は、下記のとおりです。

おって、実務修習結果報告書を当研修所に送付するときは、原本（考試委員会報告用）のほか当研修所用写し1部を添付し、各実務修習終了後1箇月以内に報告してください。

記

- 1 別紙様式の報告書は、現行修習の実務修習及び新修習の分野別実務修習に利用すること。
- 2 「欠席日数」欄は、該当欄に右詰め1文字1マスで記載すること。
- 3 「採用月」（司法修習生の氏名記載部分の上部）、「科目」、「成績」、
、「健康状態」の各欄については該当部分を黒塗りすること。

4 

5

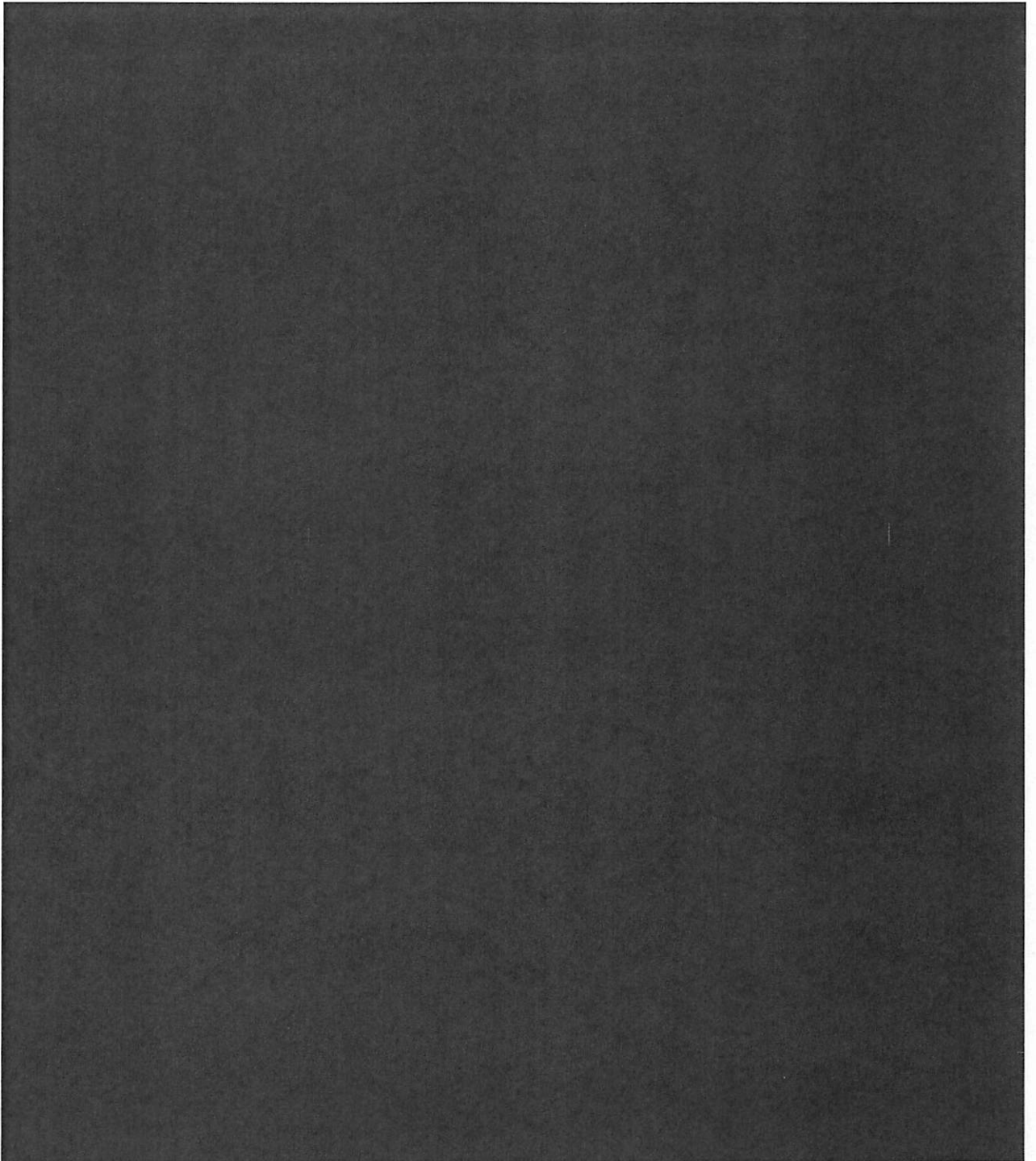
- 6 健康状態に問題がある場合については、「健康状態」欄の「問題あり」を黒塗りするとともにその病名及び具体的な症状をその右の欄に記載すること。
- 7 「組・番号」欄には、司法研修所から別途通知する当該司法修習生の組・番号を右詰め1文字1マスで記載すること。

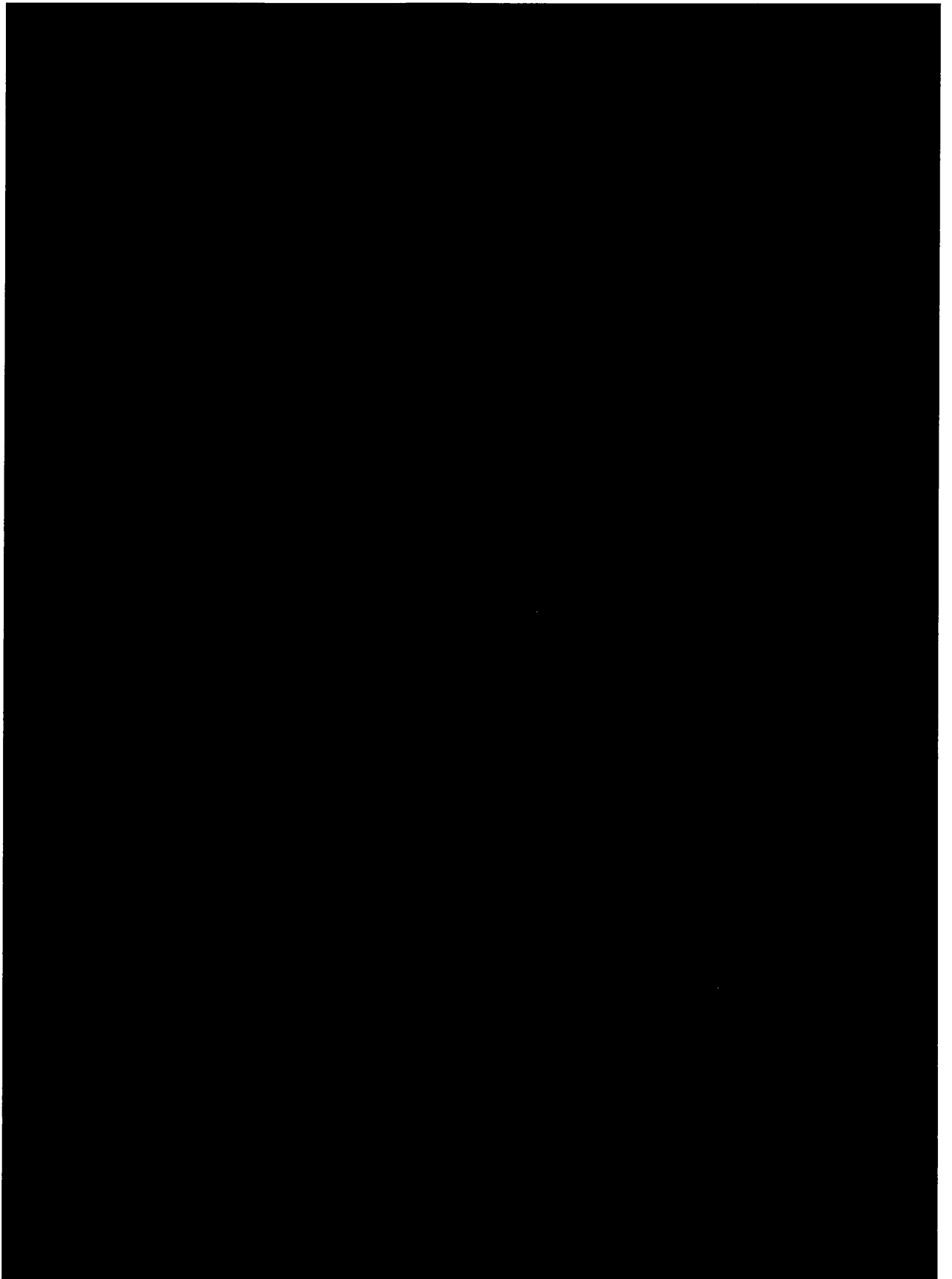
付 記

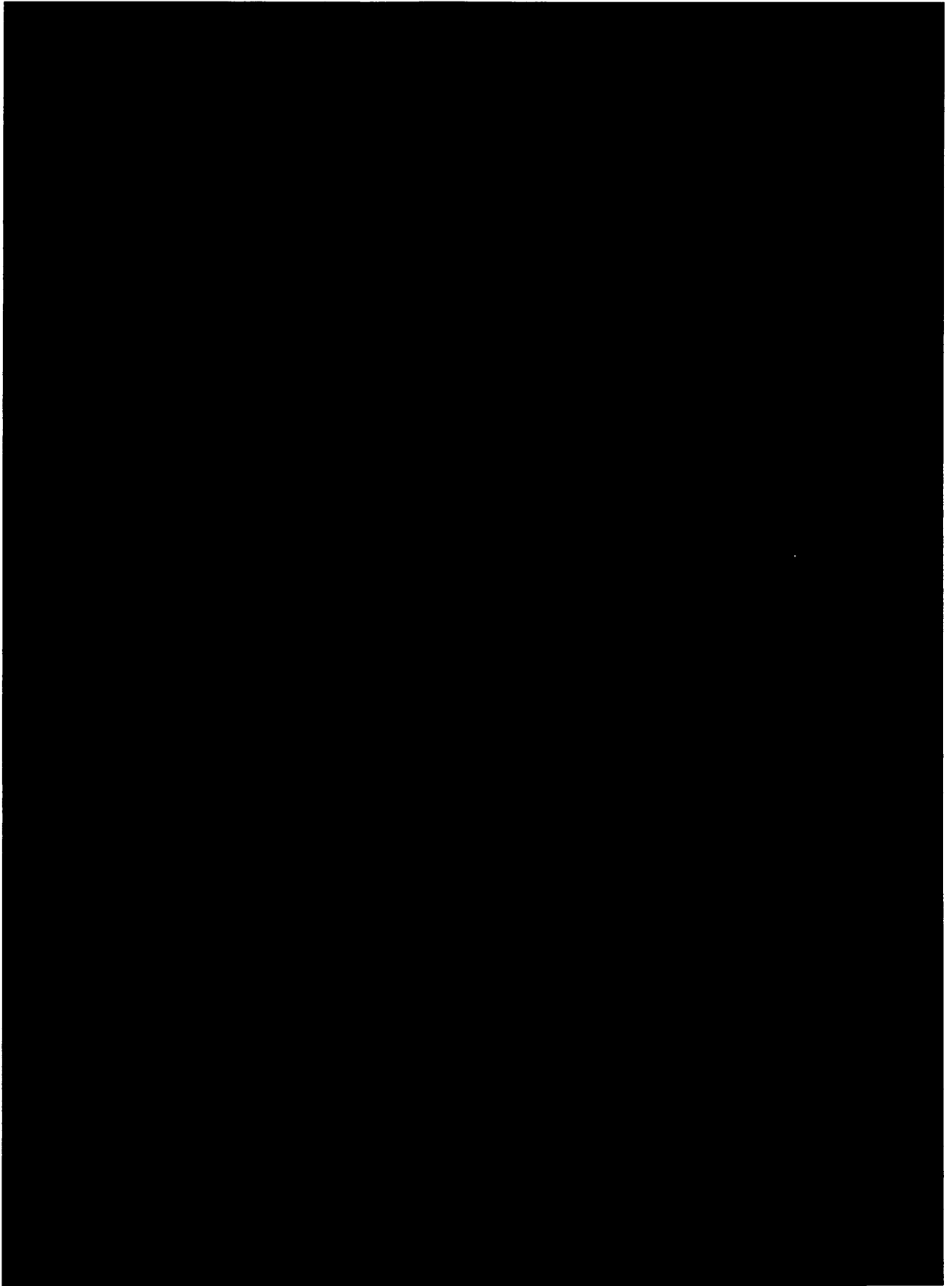
- 1 この通知は、平成18年4月1日から実施する。
- 2 平成6年12月15日付け司研企秘第158号司法研修所長通知「司法修習生の実務修習結果報告書について」は、平成18年3月31日限り廃止する。
- 3 平成17年度採用（第59期）司法修習生の実務修習の結果については、なお従前の様式により報告する。

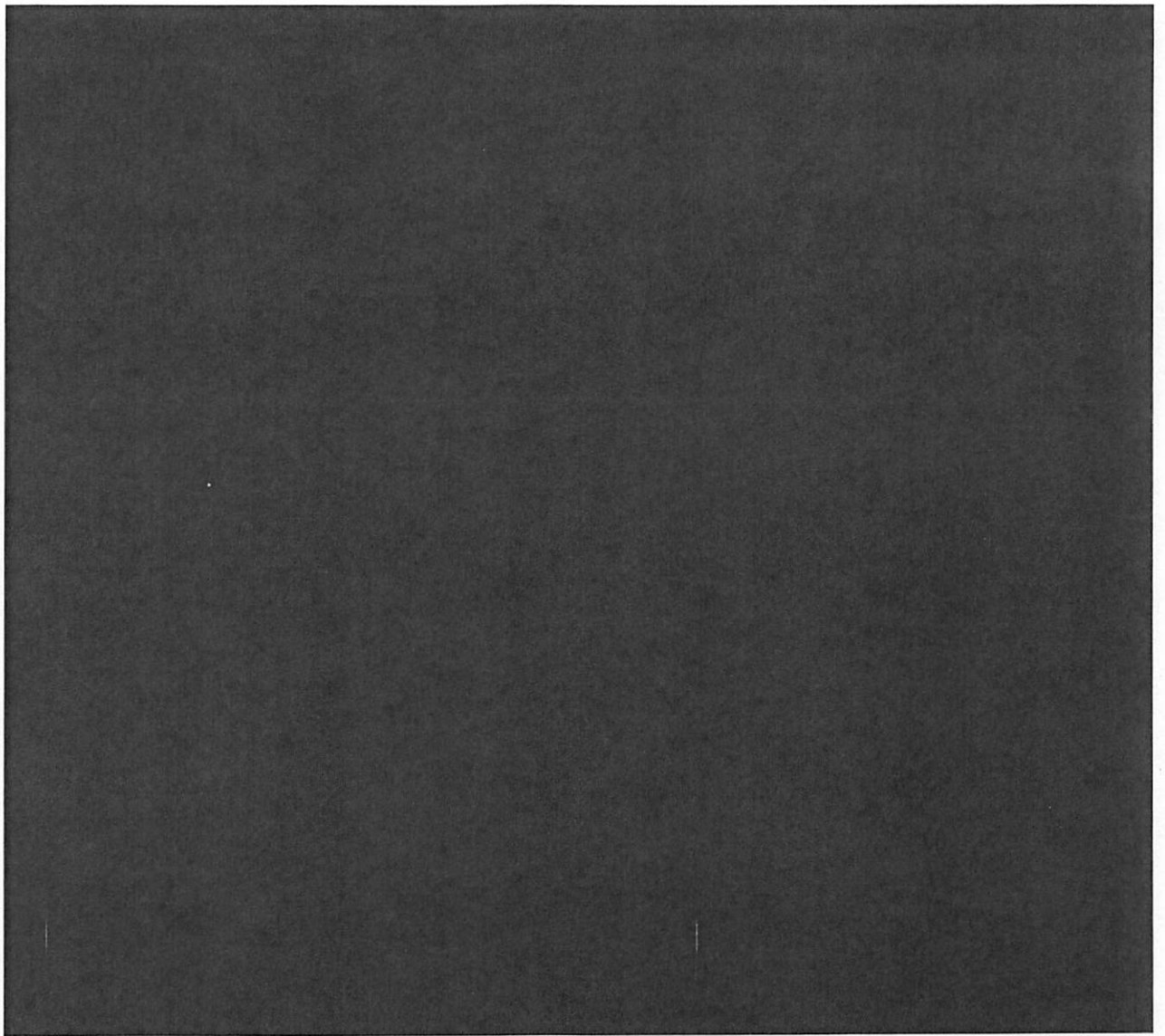
(別紙)

実務修習における成績評価の観点について









平成 年 月 日

秘 司法研修所長 殿

官 職

実務修習庁会の長

氏 名

実務修習結果報告書

修習地	平成 年度 <input type="checkbox"/> 4月期 <input type="checkbox"/> 11月期		採用(第 期)司法修習生		
	氏 名				
修習期間	平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	欠席日数		日
科目	<input type="checkbox"/> 民事裁判	<input type="checkbox"/> 刑事裁判	<input type="checkbox"/> 検察	<input type="checkbox"/> 弁護	
成績	<input type="checkbox"/> 優	<input type="checkbox"/> 良	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	
特記事項					
健康状態					
<input type="checkbox"/> 問題なし	<input type="checkbox"/> 問題あり	※ 右にその内容を記載			
指導担当者名			組	番号	

(注) 1 必ず本用紙のみに記載し、別紙等の添付はしない
 2 特記事項欄には、修習過程における行状その他参考になる事項で特に報告すべきものがあれば記載する